

項 目	許容限度		検 定 方 法
	日間平均	最 大	
水素イオン濃度 (pH)	海域以外 海 域	5.8～8.6 5.0～9.0	排水基準を定める省令 (昭和46年総理府令第35号)第2条の規定に基づき環境大臣が定める排水基準に係る検定方法
生物化学的酸素要求量 (BOD)	120 mg/L	160 mg/L	
化学的酸素要求量 (COD)	120 mg/L	160 mg/L	
浮遊物質 (SS)	150 mg/L	200 mg/L	
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	鉱油類含有量	5 mg/L	
	動植物油脂類含有量	30 mg/L	
フェノール類含有量		5 mg/L	
銅含有量 (Cu)		3 mg/L	
亜鉛含有量 (Zn)		2 mg/L	
溶解性鉄含有量 (Fe)		10 mg/L	
溶解性マンガン含有量 (Mn)		10 mg/L	
クロム含有量 (Cr)		2 mg/L	
大腸菌群数	3,000 個/cm ³		
窒素含有量 (N)	60 mg/L	120 mg/L	
りん 磷含有量 (P)	8 mg/L	16 mg/L	

備考1 「日間平均」による許容限度は、一日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。

- 2 この表に掲げる排水基準は、一日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上である工場又は事業場に係る排出水について適用する。
- 3 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排出水については適用しない。
- 4 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際（昭49.12.1）現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間適用しない。
- 5 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用する。
- 6 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって、水の塩素イオン含有量が1リットルにつき9,000ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。
- 7 りん
磷含有量についての排水基準は、りん
磷が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。

窒素含有量又は^{りん}含有量についての排水基準に係る湖沼

(昭和 60.5.30 環告 27、平成 16.5.24 環告 38、平成 22.7.27 環告 42)

湖 沼 名	所 在 地	窒素規制	^{りん} 規 制
亀川ダム貯水池	天草市		○
楠浦ダム貯水池	天草市		○
第一ヤイラギダム貯水池	天草市		○
第二ヤイラギダム貯水池	天草市		○
姫ノ河内ダム貯水池	天草市		○
五和東部ダム貯水池	天草市		○
上津浦ダム貯水池	天草市		○
教良木ダム貯水池	上天草市		○
竜門ダム貯水池	菊池市		○
立岡ため池	宇土市及び宇城市松橋町		○
石打ダム貯水池	宇城市三角町		○
萩尾大ため池	宇城市松橋町及び同市豊野町		○
緑川ダム貯水池	下益城郡美里町及び上益城郡山都町	○	○
下笠ダム貯水池	阿蘇郡小国町並びに大分県日田郡中津江村及び同郡上津江村		○
松原ダム貯水池	阿蘇郡小国町並びに大分県日田郡中津江村、同郡大山町及び同郡天瀬町	○	○
大谷ダム貯水池	阿蘇郡高森町		○
深迫ダム貯水池	上益城郡益城町		○
油谷ダム貯水池	八代市		○
氷川ダム貯水池	八代市		○
清願寺ダム貯水池	球磨郡あさぎり町		○
市房ダム貯水池	球磨郡水上村		○
内谷ダム貯水池	球磨郡五木村		○
都呂々ダム貯水池	天草郡苓北町		○

窒素及び^{りん}の規制に係る対象海域

本県の特定事業場が関係する海域は次の海域である。

有明海、八代海、羊角湾、瀬戸内海